

# I 第2回佐賀市総合教育会議

参考資料

## I 会議の概要

首長と教育委員会が「教育行政の大綱や重点的施策」「児童等の生命身体に被害が生じたか、その恐れがある場合の緊急措置」等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の課題や方向性を共有し、一致して執行にあたるため、平成27年度から年1~2回開催（公開）している。

## 2 会議の参集者

- 首長部局：市長、池田副市長、事務局（政策推進部）
- 教育委員会：丹宗教育長、教育委員5名、事務局

教育委員	つつみ かずよし 堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長
	とりかい あゆみ 鳥飼 亜由美	弁護士
	ながさき みさと 長崎 美聡	保護者枠
	やまだ くみえ 山田 久三江	元佐賀女子短期大学准教授
	まきはら やすひろ 榎原 靖宏	いわまつ保育園長 ※新任

## 3 令和6年度第2回の開催について

(1) 日程 2月17日（月）14:00~15:00  
場所 庁議室

### (2) 今回の議題

- ・ 教育大綱の改定について

### 過去の議題

- ・ 子どもへのまなざし運動
- ・ 多様性を受け入れ個性を伸ばす教育
- ・ 教職員の多忙化の現状と人員不足
- ・ 2040年の未来を見据えた教育
- ・ 特別支援教育の現状と今後の取組 など

(※非該当議題：教職員人事、教科書採択等の政治的要素がある議題)

## 2 「総合教育会議」設置に至るH27法改正の概要について

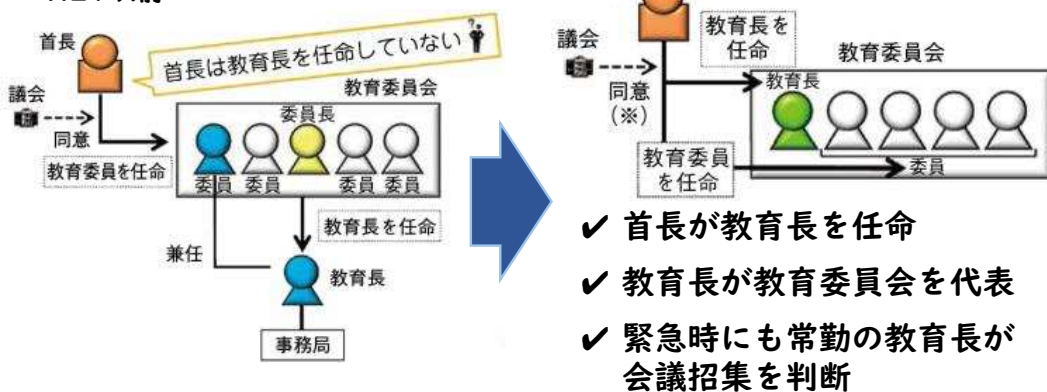
### 1 背景

H23滋賀県大津市の中学生いじめ自殺事件にて、市教育委員会対応に世論批判が高まったことを受け、教育行政の責任体制の明確化、教育施策への首長関与のあり方、緊急時の迅速対応を軸に教育委員会制度が抜本改正された。  
(根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

### 2 改正内容

#### (1) 教育委員長と教育長の本化

<H27以前>



#### (3) 総合教育会議の設置

総合教育会議



- ✓ 首長が招集（会議は原則公開）
- ✓ 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- ✓ 協議・調整事項は
  - 教育行政の大綱の策定
  - 教育行政の条件整備など、重点的に講ずべき施策
  - 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

#### (2) 教育委員会のチェック体制強化と会議透明化

- ✓ 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数1/3以上からの会議招集の請求
  - ・教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告
- ✓ 会議の透明化のため、原則として議事録を作成・公表

#### (4) 首長による教育大綱の制定

- ✓ 大綱は教育の目標や施策の根本的な指針となるもの
- ✓ 総合教育会議にて、首長と教育委員会が協議・調整を行い、首長が策定し、首長と教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行する（本市：令和2～6年度までの5カ年計画）